

## 日本 NP 学会会則実施細則

第 1 条 この実施細則は、日本 NP 学会会則第 28 条に基づき、日本 NP 学会の運営に必要な事項を定める。

第 2 条 本会の会費

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| 一、 正会員 (個人)  | 10,000 円/年       |
| 二、 正会員 (学生)  | 3,000 円/年        |
| 三、 賛助会員 (団体) | 一口 10,000 円/年 以上 |
| 四、 賛助会員 (個人) | 一口 1,000 円/年 以上  |

第 3 条 事務局は、理事長の承認を得て、業務の一部を外部業者に委託することができる。

第 4 条 学術集会の大会長は、次の事項を企画・運営・実施する。

- 一、学術集会の形式
- 二、演題の選定及び座長の選出
- 三、その他学術集会の運営に関すること

第 5 条 編集委員会は、学会誌の編集及び発行を行う。

1. 編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。
  - 一、理事 2 名以上 (編集委員長を含む)
  - 二、編集委員 3 名以上
2. 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。
3. 投稿規定は、別に定める。

第 6 条 地方会は次の 7 つの地方ごとに設置する。

北海道

東北

関東

中部

近畿

中国・四国

九州

2. 地方会の役員選出は別途規程により定める。

第7条 本細則の変更は、理事会の議を経て決定する。

附 則 この実施細則は、平成27年6月1日から施行する。  
改正後の実施細則は、令和5年4月1日から施行する。